

意見提出者	個人
1. 項目	通信・放送の総合的な法体系の在り方に関する検討の不発
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成20年諮問第14号）答申なる文書があります。これは、通信は電気通信事業法、放送は放送法という法体系を根本的に見直し、「伝送設備規律」「伝送サービス規律」「コンテンツ規律」の3つの視点で大括り化を図るものです。</p> <p>これによって、例えば、CATV事業者がテレビ放送とISPを両方提供する場合、今まで放送法と電気通信事業法の両方にまたがっていたのが「伝送サービス規律」一本で大括り化され、テレビ放送については今まで放送法と電波法でやってきたものが、今後は番組制作は「コンテンツ規律」、アンテナ立てて電波を出す部分は「伝送サービス規律」という大括りになる。そのように期待しておりました。</p> <p>期待は裏切られました。「伝送サービス規律」は現在の電気通信事業法、「コンテンツ規律」は現在の放送法と、ほとんど変わっておりません。「通信・放送の総合的な法体系」の看板からはほど遠い、見掛け倒しの政策と言わざるを得ません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>通信と放送で括られた今の法制度は、通信のインフラを使った放送や、放送のインフラを使った通信が縦横無尽に行われる現代のICTに、全く追いついておりません。これでは「通信・放送の総合的な法体系」が成功裡に確立しても、周回遅れの法体系ができるに過ぎません。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>21世紀に入って以来、既に10年が過ぎています。「会議は踊る、されど進まず」という表現がぴったりあてはまるような政策立案のありかたから、卒業すべきではないでしょうか。</p>